

議案第 48 号

瑞穂町都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 4 日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

(提案理由)

都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町都市公園条例の一部を改正する条例

瑞穂町都市公園条例（昭和 59 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 3 中「10 平方メートル」の次に「（町の区域内に都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 55 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による市民緑地契約又は同法第 63 条に規定する認定計画に係る市民緑地が存するときは、10 平方メートルから当該市民緑地の住民 1 人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加える。

第 1 条の 5 中「第 4 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項本文」に改める。

第 1 条の 6 の見出し中「特例が認められる場合等」を「特例が認められる特別の場合等」に改める。

第 1 条の 7 の次に次の 1 条を加える。

(公園施設に関する制限等)

第1条の8 都市公園についての政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第3条第7号中「立ち入り禁止区域」を「立入禁止区域」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂町都市公園条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第1条の2 略</p> <p>(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)</p> <p>第1条の3 町の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル(町の区域内に都市緑地法(昭和48年法律第72号)第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積)以上とする。</p> <p>第1条の4 略</p> <p>(公園施設の設置基準)</p> <p>第1条の5 都市公園についての法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。</p> <p>(公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等)</p> <p>第1条の6 略</p> <p>第1条の7 略</p> <p>(公園施設に関する制限等)</p> <p>第1条の8 都市公園についての政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)から(6) 略</p> <p>(7) <u>立入禁止区域</u>に立ち入ること。</p> <p>(8)(9) 略</p> <p>第4条から第6条 略</p>	<p>第1条及び第1条の2 略</p> <p>(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)</p> <p>第1条の3 町の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル_____以上とする。</p> <p>第1条の4 略</p> <p>(公園施設の設置基準)</p> <p>第1条の5 都市公園についての法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。</p> <p>(公園施設の建築面積の基準の特例が認められる場合等)</p> <p>第1条の6 略</p> <p>第1条の7 略</p> <p>第2条 略</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)から(6) 略</p> <p>(7) <u>立ち入り禁止区域</u>に立ち入ること。</p> <p>(8)(9) 略</p> <p>第4条から第6条 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。